

尚七月一日拘室施せられたる帝國會議調停法にて解決を計るべく莫下  
本義士の奔走努力も同様に厥事にあつた。

かくて七月上旬卡及市や評議會代表者野田緯太郎解決策にて、本會を訪  
問依頼す。所幸生じか日満田理事事務室の來意を諒とし全月九日下漢し会社  
側の委員と會見せし大會社側も諒意を以て應接し種々想談の結果、確  
定解雇者三百八十八名に於て解雇年齢三至四（一人當約七十五圓）を一括交  
附する点大意和議達成。十三日再び市長至加瓦ニ合議。同理事の主張（  
基ニ會社解雇者三百五十九名減少）並記解雇金當（一人當約八  
十二圓）を文書にて認めたる事。即ち大會社同理事事務室會議團代表者三會見事議  
承認の不祥を譲譲ト却て和解至勘告セシ忠誠工舗事議費賄用、重議中  
の日營支給說主國籍毛利主計二間後述の如き大株主等の調停出馬の聲高リ  
容易高止法ト歸て奉請を傳ひ。至次て同理事は七月二十日會社右ノ事蹟  
を聰明上先づ歸事無矣。

### 九・解 請 願 未

七月二十四五日頃即ち満日本會理事調停中土地有志増田次郎、本社株  
主山本条太郎等罷業園幹部の要請に基キ、調停に立ちしり人會社之主事請  
絶し不成功に終りしかば一時硬化の氣勢を見せず、爭議固リ解決の望難あるを自  
覺す。至り、加之七月三十日には伊東知事兼浜房資代表と會見一時調停  
謂停業容認の却望あり、八月五日には林田工場課長をして解決を懇意通せ  
し、第議固内部より満田常支持論強く起りて八月一日「和協促進聯盟」生  
三名の争議園代表は林田工場課長と共に上京一本會長無条件調停を  
依頼した。そこで満田理事事務室の状況を確め全月更に下浜一、直ち大渡近  
社は前回解雇者三百五十名三萬円支給外、争議による被訴追者の家族及  
其負傷者の見舞金として金八千円を支出する厚意的態度を表明し遂  
に了。 且つ、見舞金を作製し罷業園側に之を承認し八月八日午前三時解決